

資料11

自動車運送事業の2024年問題について

1. 自動車運転者の担い手不足

- 事業用自動車運転者を募集しても採用につながらない
→高齢層運転者の増加(若手運転者の減少) → 運転者数の減少へ
- 現在進行形で進んでおり、2024年から新たに始まる問題ではない

2. 自動車運転者の働き方改革の完全実施

- 2024年(令和6年)4月から適用される
 - ・残業時間960時間規制の完全実施
 - ・「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正による拘束時間の減少
- 運転者の拘束時間が減ることによって
 - ・何もしなければ運送事業者は提供できる輸送力が減少
 - ・現在の輸送力を維持するためには増員が必要
 - ・乗務手当が給与に占める割合が大きい場合は運転者にとって給与の減少となる(離職の要因)ため、運転者を確保し続けるためには原資が必要



何もしなければ物流網の維持が困難に

① 担い手不足、働き方改革に対応するには原資が必要

② 原資を得るには…

a. 業務効率化によるコスト圧縮 → 人手や設備投資が必要

b. 運賃の値上げによる増収益 → 荷主・元請けとの交渉が必要

③ b案が現実的だが、実現には事業者自身の知識・スキル向上が重要。最終的には自ら交渉を持ちかける必要も。

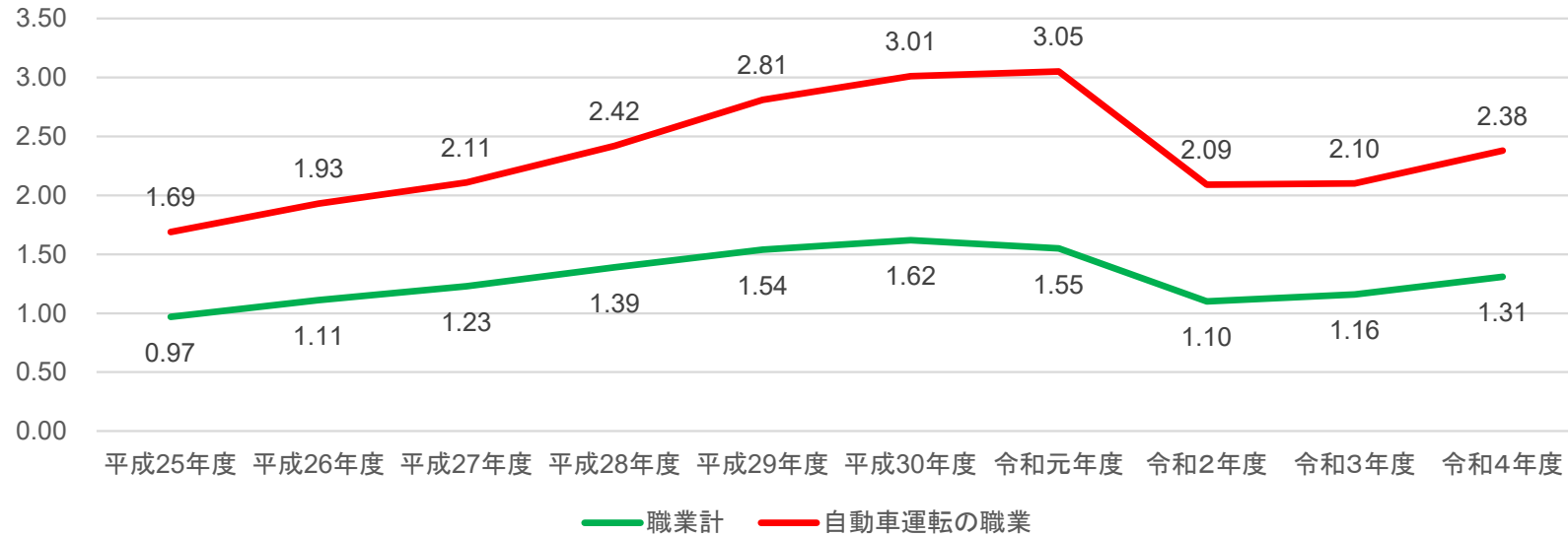
→ 事業者の知識やスキル向上を図るためセミナーを開催

セミナーに参加するのは少数。運賃交渉が本当に必要な事業者は参加していないのでは。

これまで以上に参加を促すためには…
(巡回指導や監査の際に、セミナー開催
または配信動画を周知?)
(駅構内にポスターを貼る?)
(ラジオCMで発信する?)

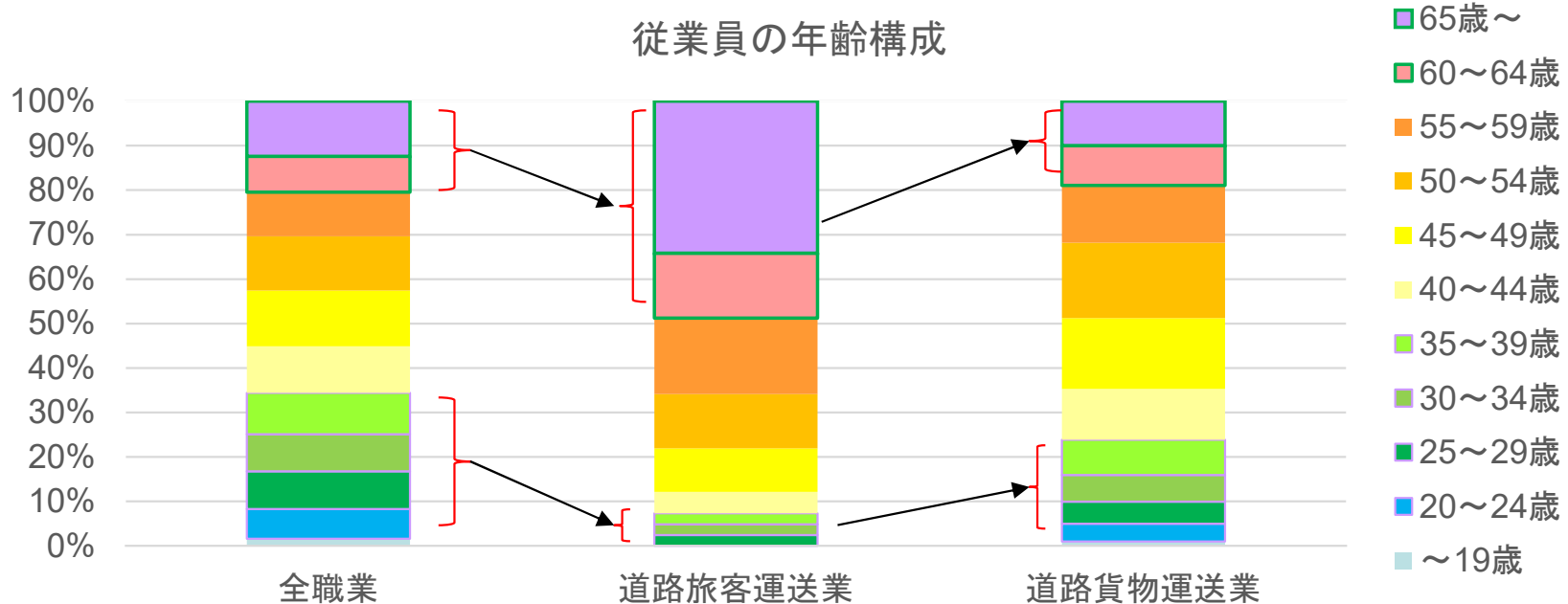


有効求人倍率



厚生労働省まとめ「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」3表-1・21表より

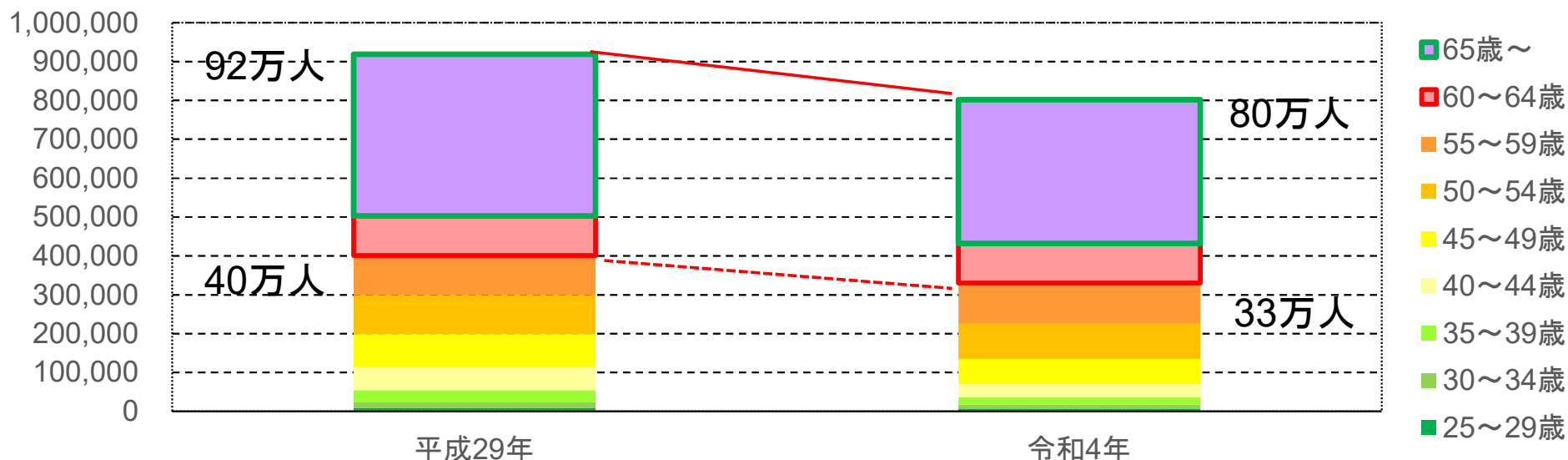
従業員の年齢構成



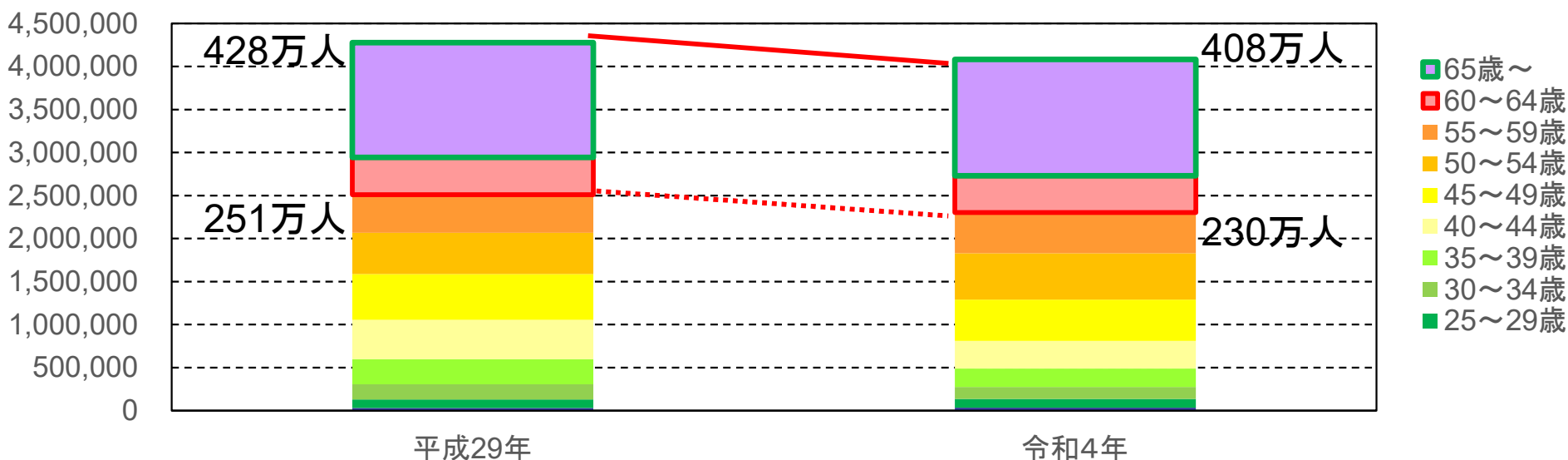
(就業者の割合であり運転者の割合とは異なる)

総務省まとめ「労働力調査」2022年集計より

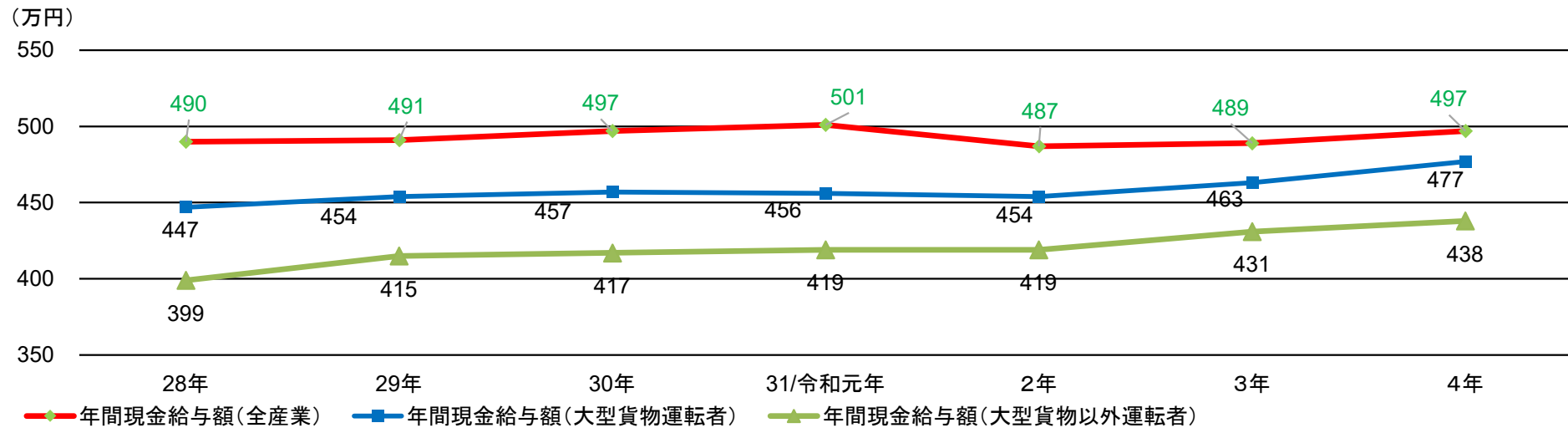
年齢別大型二種運転免許保有者数



年齢別大型一種運転免許保有者数



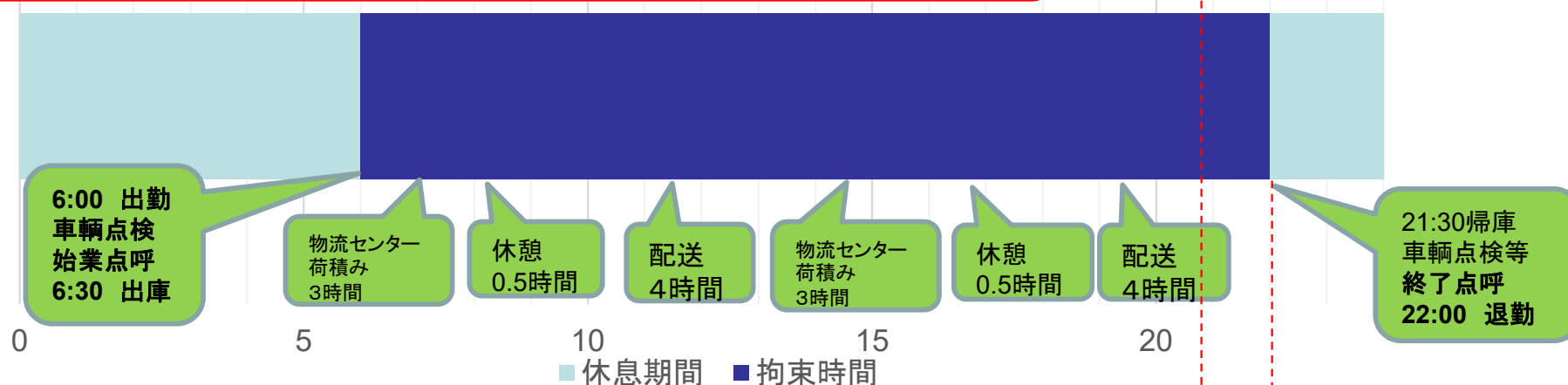
自動車運転者の収入



厚生労働省「賃金基本統計調査」より単月集計×12したものに年間賞与などを加算した
 なお、令和元年以前の結果は令和2年の推計方法と異なるため、令和2年の推計方法に基づいた結果で算出した

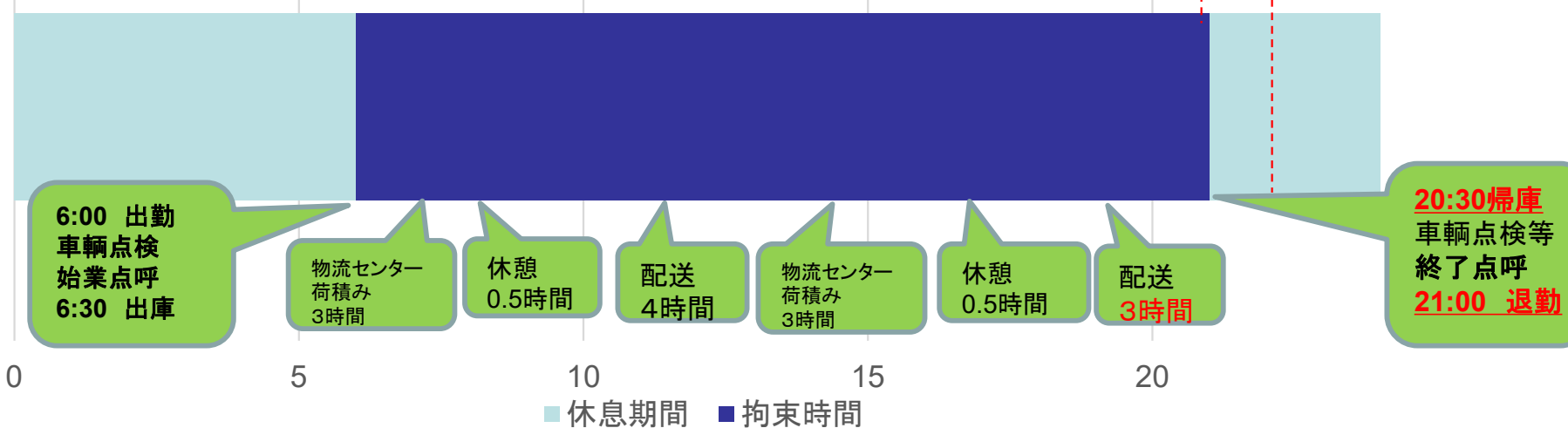
現在のトラック運転者の1日の最大限の勤務時間(例)

1ヶ月の拘束時間 293時間(293×12月=年間3516時間) (労使協定で最大320時間(6ヶ月まで))
1日の拘束時間 13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間まで
(15時間を超える回数は1週間に2回まで)
1日の休息期間 継続8時間以上



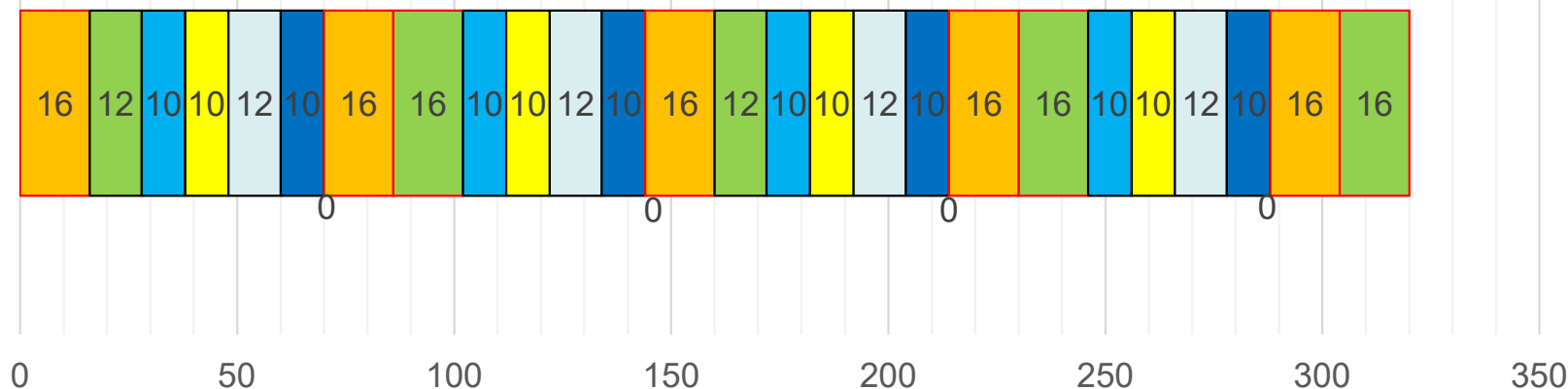
今後のトラック運転者の1日の最大限の勤務時間(例)

1ヶ月の拘束時間 284時間、年間3300時間(労使協定で3400時間の範囲内で310時間まで(6ヶ月までかつ連続3ヶ月まで))
1日の拘束時間 13時間以内を基本とし、延長する場合であっても15時間まで
(14時間を超える回数は1週間に2回までを目安)
1日の休息期間 継続11時間以上を原則とし、9時間を下回らない



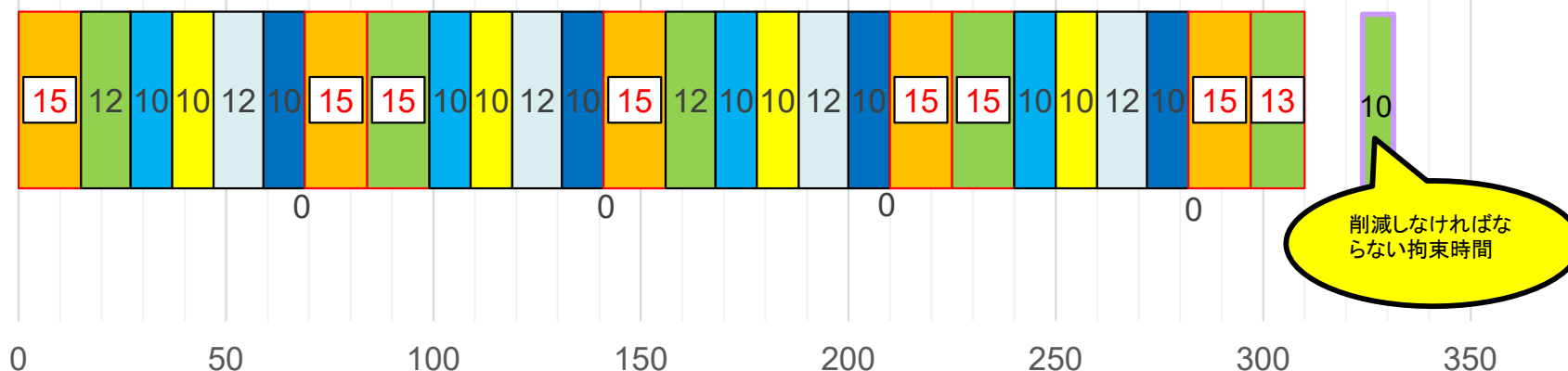
現在のトラック運転者の1月の最大限の勤務時間(例)

1ヶ月の拘束時間 293時間(293×12月=年間3516時間)(労使協定で最大320時間(6ヶ月まで))
 1日の拘束時間 13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間まで
 (15時間を超える回数は1週間に2回まで)
 1日の休息期間 継続8時間以上



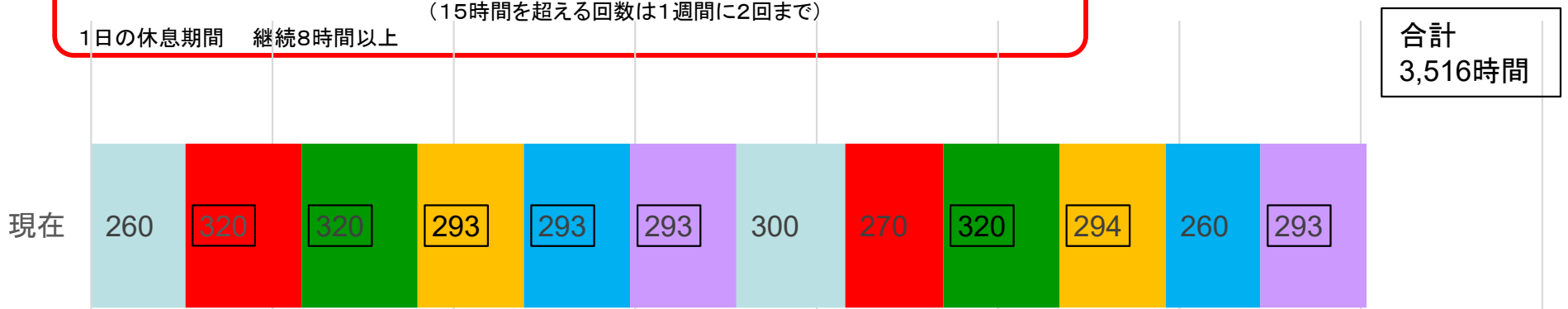
今後のトラック運転者の1月の最大限の勤務時間(例)

1ヶ月の拘束時間 284時間、年間3300時間(労使協定で3400時間の範囲内で310時間まで(6ヶ月までかつ連続3ヶ月まで))
 1日の拘束時間 13時間以内を基本とし、延長する場合であっても15時間まで
 (14時間を超える回数は1週間に2回までを目安)
 1日の休息期間 継続11時間以上を原則とし、9時間を下回らない



現在のトラック運転者の1年の最大限の拘束時間(例)

1ヶ月の拘束時間 293時間(293×12月=年間3516時間) (労使協定で最大320時間(6ヶ月まで))
 1日の拘束時間 13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間まで
 (15時間を超える回数は1週間に2回まで)
 1日の休息期間 継続8時間以上



1ヶ月の拘束時間 284時間、年間3300時間(労使協定で3400時間の範囲内で310時間まで(6ヶ月までかつ連続3ヶ月まで))
 1日の拘束時間 13時間以内を基本とし、延長する場合であっても15時間まで
 (14時間を超える回数は1週間に2回までを目安)
 1日の休息期間 継続11時間以上を原則とし、9時間を下回らない

